記者発表資料

平成２８年５月３１日
酒田河川国道事務所

最上川下流及び赤川の伐採木を無償提供します
～伐採木処分のコスト縮減と有効利用の取り組み～

酒田河川国道事務所では、**河川敷において「河川管理上支障となる」樹木の伐採**を実施しております。
この樹木伐採に伴い発生した伐採木について、処分費のコスト縮減と市民の皆様に有効利用して頂くため、無償で提供しますのでお知らせいたします。

1．伐採木提供の申し込み方法
申込用紙に必要事項を記入のうえ、担当する出張所へ提出して下さい。
申し込み　：　月曜～金曜（祝日を除く）　９:００から１７:００まで
※提供場所毎に先着順といたします。

2．申込先及び提供条件等　：　別紙のとおり
※申し込みの際は、提供条件を十分にご確認下さい。





〈 発表記者会：酒田記者クラブ、鶴岡記者会、エフエム山形、酒田エフエム放送 〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所
〒998-0011 酒田市上安町1-2-1

<<伐採木の有効利用の取り組みに関すること>>
河川管理課長　荒木（あらき） 秀重（ひでしげ）　Tel 0234-27-3497（内331）

<<伐採木の提供箇所等、現地に関すること>>
酒田出張所長　郡山（こおりやま） 秀樹（ひでき）　Tel 0234-22-3604
飽海出張所長　赤平（あかひら） 博文（ひろふみ）　Tel 0234-57-2077
赤川出張所長　成田（なりた） 正喜（まさき）　Tel 0235-23-2032

申込先及び提供条件等

伐採木の提供場所によって、提供量や状態（長さ、太さ、樹種など）が違いますので、申し込みの際には担当出張所に提供条件（提供場所・提供期間含む）を十分に確認をお願いいたします。

申し込みは平成２８年５月３１日（火）より随時受け付け（平日のみとし、土・日、祝日は除く、９：００～１７：００）していますが、申し込み状況等によっては当方で処分させていただきます。

また、無くなり次第終了とさせていただきますので、その際はご了承願います。

【申込先】

◆酒田出張所管内：最上川（河口付近～庄内橋付近）ほか

酒田出張所
〒998-0838
酒田市山居町2-12-14
TEL.0234-22-3604



◆飽海出張所管内：最上川（庄内大橋付近～さみだれ大堰付近）ほか

飽海出張所
〒999-6811
酒田市柏谷沢字内山40-1
TEL.0234-57-2077



◆赤川出張所管内：赤川（新川橋付近～名川橋付近）ほか

赤川出張所
〒997-0011
鶴岡市宝田2-3-55
TEL.0235-23-2032



注意事項

◆伐採木の提供は適正な利用（燃料、ほだ木等への利用）を目的とした個人に対して提供を行っています。よって伐採木を直接販売して利益を上げる等の営利目的の場合には提供出来ません。

◆堤防上での作業となる場合には、他の方の通行の支障とならない様にしてください。また、積込・運搬時については、事故の無いように十分注意してください。

◆万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。

◆積込・運搬時においては、木の落下防止に努め、通路に木片を飛散させた場合には、責任を持って清掃してください。

◆伐採木の運搬にあたっては、堤防保護のため、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。堤防を損傷させた場合、補修費を負担していただくことがあります。

◆積込・運搬時および引き取り後の使用における事故などについては、各自の責任において対応してください。

【個人情報の保護】

本申込書で得た個人情報は、伐採木の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。